

# 一般社団法人 檜原村観光協会 入退会等規程

## (目的)

この規程は、定款第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定に基づき、法人の入退会等の手続き及び会費等について、必要な事項を定めるものとする。

## (会員)

当法人の会員は次の2種別とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

### 1) 正会員

当法人の理念・趣旨に賛同し、共に目的の実現と協会運営に協力できる檜原村内の法人・団体又は個人とする。 入会金：10,000円 年会費：6,000円

### 2) 賛助会員

当法人の理念・趣旨に賛同し、事業を賛助する法人・団体又は個人とする。

入会金：5,000円 年会費：5,000円

## (入会資格)

会員として入会する者は、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 当法人の理念・趣旨に賛同し、共に目的の実現と協会運営に協力できる檜原村内で既に事業を営んでおり、檜原村内実績が有る法人・団体又は個人とする。
- 2) 当法人の理念・趣旨に賛同し、事業を賛助するために入会する法人・団体又は個人とする。
- 3) 法令及び規則、当法人の定款及び諸規定を遵守する法人・団体又は個人とする。

## (会員資格の取得)

正会員及び賛助会員になろうとする者は、指定書式の入会届を提出し、理事会における承認をもって当該資格を取得する。

- 2 止むを得ず理事会が開催できない場合は、書面決議をもって当該資格を取得する。

## (社員名簿への登録)

正会員及び賛助会員は当法人の管理する社員名簿に登録する。

- 2 正会員及び賛助会員は、第3条に規定する入会届に記載した主要事項に変更があった場合、書面をもって届け出なければならない。

## (入会金)

会員資格を取得した者は入会金を当法人が指定する期日までに口座振替又は当法人が指定する方法で納入しなければならない。

1) 正会員 10,000円

2) 賛助会員 5,000円

- 2 入会金が納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。

(会費)

会員の年会費は、当法人が指定する期日までに口座振替又は当法人が指定する方法で納入しなければならない。

- 1) 正会員 6,000 円
  - 2) 賛助会員 5,000 円
- 2 会費が納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。

(退会)

会員は退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既に納入された会費は返還しない。
- 3 退会日は、退会届が当法人に提出された日とする。

(再入会)

退会后2年以上経過した会員（定款第11条の除名を除き）が再入会を希望する場合には、本規定にある会員資格の取得を準用する。

(委任)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。